

(令和6年2月20日発表)

職員の懲戒処分の発令について

◆ 発令日	令和6年2月20日（火）
◆ 内容など	本日、別紙資料のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

別紙資料 有

【問合せ】 人事課 人事第2係
係長 杉山 良雄
電話 054-221-1009

報道資料

職員の懲戒処分が発令について

令和6年2月20日付けで、下記職員に対し懲戒処分を発令しました。

1 処分年月日

令和6年2月20日

2 被処分者、処分内容及び処分事由

子ども未来局 会計年度任用職員 40代 女性

【内容】 減給1箇月

【事由】 法令等に従う義務違反、信用失墜行為

(過失運転致傷(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条))

(参考) 事実の概要

令和5年8月31日午後9時16分頃、普通乗用自動車を運転し、静岡市葵区川合三丁目先の信号機により交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、同交差点の信号機の信号表示に留意せず、同信号機が赤色信号を表示しているのを看過したまま漫然時速約40キロメートルで同交差点に進入し、右方道路から信号表示に従い進行してきた相手方の普通乗用自動車と衝突し、相手方に怪我を負わせた。

これにより、同年12月25日に静岡簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受けた。

今回、相手方との示談が完了していることを確認したため、処分を行うものである。

総務局次長コメント

今回、職員が交通法規違反を犯したことに對して、被害者及び関係の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対しては、より一層の交通法規の遵守、安全運転の励行を求め、改めて指導を徹底するとともに、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

令和6年2月20日

総務局次長 たかだ かずまさ
高田 和昌